

## 課外活動のための屋外施設の段階的な利用許可について (実施要領)

学生支援事務室学生部

東京都の緊急事態宣言解除に伴い、本学では十分な安全対策を講じたうえで活動する課外活動団体（体育会、文化会のほかその他届出団体）に対して、下記のとおり6/21（日）より当面の間、指定された屋外施設に限って、これを利用した活動を許可することとします。

### 記

1. 使用できる施設については以下のとおりとする。
  - ① けやきグラウンド
  - ② 大学サッカー場
  - ③ 大学ハンドボールコート
  - ④ 大学テニスコート（1～9）
  - ⑤ 野球場
  - ⑥ 南・北プール
  - ⑦ アーチェリー射場
  - ⑧ 弓道場
  - ⑨ ゴルフ練習場
  - ⑩ 馬場
  - ⑪ その他（①～⑩以外のキャンパス敷地内の本館前広場やアトリオなど屋外全般。小学校および中学・高等学校敷地内を除く。）
  
2. 使用できる期日と時間帯について  
土日祝日及び夏期休暇期間中など授業が行われない下記の日々の7時～20時まで。  
ただし土曜日は中学・高等学校で体育の授業があるため⑦～⑩以外は13時以降に限る。  
6/21（日）・28（日） ※6/20（土）・27（土）は補講日で不可  
7/4（土）・5（日）・11（土）・12（日）・18（土）・19日  
※7/23（祝）は授業日で24（祝）～26（日）は学内運動競技大会実施予定あり  
8/1（土）～9/17（木）
  
3. 使用できる者について
  - ① 1の①～④については体育会団体を優先とし、体育会団体の使用がない場合のみそれ以外の団体の利用を認めるが、⑤～⑩は体育会専用施設であり使用は不可とする。
  - ② 1の⑪その他については、ベンチに座ってのミーティングや写真撮影などの活動をどの団体にも認める。
  
4. 使用要領について
  - ① 各団体において活動／競技等の特性に即した安全対策を講じ、**活動マニュアルを作成したうえで文書をもって学生部に提出し承認を受けること。**連盟が指針を出している場合はそれに基づくこと。メール添付による提出でよい。マニュアルが遵守されない場合は警告のうえ活動禁止等の措置をとる。

- ② 各団体は学生部所定の書式により部員名簿を作成し部員登録を行うこと。  
※新入部員については確定次第、追加での提出を認める。
- ③ 上記4の①と②の手続きを経たうえで、責任者は学生部に所定の書式（行事集会届／ポータルサイト内のキャビネット一覧にあり）をもって申請し、許可を受けること。  
**参加者名簿は必須とする。**これもメール添付による提出でよい。
- ④ 1の①～⑧までの施設予約はポータルシステムにて申請すること（夏期休暇期間中を除く）。ただし⑦～⑩はそれぞれ体育会当該競技団体の専用施設であり他団体の使用は不可である。また⑪に該当する施設は予約不要とする。
- ⑤ 1団体の施設利用時間は準備・片付けを含み1回につき2時間以内とする。
- ⑥ 1団体の参加人数は特に制限しないが、活動内容／競技等の特性に即して各団体でマニュアルに明記すること。
- ⑦ 3密（密閉・密集・密接）を避けるため、飛沫を浴びるような**接触を伴う行為を禁止する**。この点も各団体において具体的な指標をマニュアルに明記すること。

## 5. その他注意事項

- ① 各部／各自において毎日の検温ほか体調管理を厳密に行うこととし、発熱者・体調不良者の活動は認めないこととする。
- ② 教室、体育館、トレーニング室、部室、更衣室（南・北プールを除く）、シャワー室など屋内施設の使用は、大学として課外活動のためだけに消毒作業などの安全性確保が出来ないため、部室や倉庫からの一時的な物品の搬出入以外は認めない。ただし熱中症予防のため、大学体育館1階ロビーと西部室4号棟1階に設置した製氷機については使用可とする。
- ③ 道具の管理は各団体に委ねるが、競技球を除き、タオルやドリンクボトルなど用具の共用はしないこと。
- ④ 個人としての施設利用は認めない。
- ⑤ トイレの使用は下記に限り許可する。  
・野球場北側トイレ・中高門守衛所トイレ・大学体育館1階トイレ・大学体育館屋外トイレ・西部室トイレ・トラスコンガーデン前誰でもトイレ・南体育館屋外トイレ
- ⑥ ミーティングを行う場合も屋外で行うこと。
- ⑦ **責任者、指導者は部員に対して活動への参加を決して強要してはならない。部員がそれを強要されたと感じる言動を厳に慎むこと。**部員からの連絡があるなど事実が確認出来た場合、警告のうえ活動禁止等の措置をとる。
- ⑧ また高齢の指導者ないし基礎疾患のある指導者に対して指導を要請しないこと。
- ⑨ 本館前広場やアトリオなどの体育施設以外ではボールなどの道具を使用した運動をしてはならない。他にも大きな音を出すなど、人の迷惑となる行為をした場合には、警告のうえ活動禁止等の措置をとる。
- ⑩ 可能な限り登下校において公共交通機関の利用は避けること。
- ⑪ 学外であっても、屋内施設での練習やミーティング、食事会、飲み会等の活動／集会は引き続き禁止とする。
- ⑫ 学外の屋外施設を利用した活動については、その施設管理者が定める規則を遵守することを前提として、申請内容を精査したうえで可否の判断をする。
- ⑬ 学外での活動が前提となる自転車部、漕艇部、ヨット部、ライフセービング部、ワンダーフォーゲル部、歩く会などの活動については、別途相談すること。活動計画を精査したうえで許可することもあり得る。
- ⑭ 馬術部については引き続き馬の飼育のための活動を許可する。

⑮ 上記のいずれにも該当しない活動については学生部に問い合わせること。

以上